

関川水系土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額[2の(1)列記の各負担相当額(決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における現価)の合計額]と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加(補助金の返還により生ずるもの)に伴う賦課金

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金(決済年度の翌年度以降の利息を除く。)及び土地改良区が負担する国営土地改良事業(決済年度の前年度以前に完了したものに限り。)の負担金に係る年賦支払金(決済年度の翌年度以降の利息を除く。)で決済年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額。

ウ 土地改良区が行う土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業を除く。)に係る事業費のうち決済年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額(転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から、控除して得た

額)

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業に限る。)に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額(転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額)

エ 国、都道府県、又は市町村が行う土地改良事業に係る負担金又は分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において、国、都道府県、又は市町村が行う土地改良事業(維持管理事業を除く。)に係る事業費のうち決済年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額(転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担し、又は分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額)

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において、国、都道府県、又は市町村が行う土地改良事業(維持管理事業に限る。)に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額(転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担し、又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額)

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程、又は総代会の議決により定められた金額の額のうち当該土地に係るもの。

3 その他

(1) その他

決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

(2) 畑を転用する場合

整理地・未整理地を問わず、維持管理事業に係る決済金を賦課する。ただし、畑の現況等によっては、減免することができる。

決済金単価表

区 分	10a当たり単価	
	一般区域	客水区域等
維持管理事業費	下記算定式により 算出した額	左記金額の50%
笹ヶ峰ダム維持管理事業費	30,000円	—
揚水機場維持管理費	50,000円	50,000円
維持管理適正化事業費	毎年度当初計算	毎年度当初計算
未収賦課金	随時計算	随時計算
農地転用賦課金(補助金返還)	随時計算	随時計算
土地改良区が行う土地改良事業費	毎年度当初計算	毎年度当初計算
国営・県営事業分担金	毎年度当初計算	毎年度当初計算
借入金償還金	毎年度当初計算	毎年度当初計算

算定式

$$a' = a \frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r}$$

[a	=	各年度負担相当額
	a'	=	現価
	r	=	利率
	n	=	年数